

これから治療を考えて見える患者様へ

保険適応以外の検査 不妊検査ドック・ブライダルドック

生殖補助医療を希望されるときはできれば必要不可欠な保険適応以外の検査を前もって自費で行う不妊検査ドック・ブライダルドックなどを受けていただいてからの生殖補助医療をお願いします。

検査のご予約は受け付けにて承ります。

不妊検査ドック(女性用・男性用)

必要不可欠な保険適応以外の検査

生殖補助医療の保険適用外検査 (女性用)

- **感染症検査** 風疹IgG、麻疹IgG、HBs抗原、HCV抗体、HIV、HTLV-1、
梅毒RPR定性、TPHA定性、クラミジアIgG, IgA、トキソプラズマIgM
クラミジアトラコマチスDNA、帯下細菌培養検査、分泌物検鏡
- **ホルモン検査** TSH(甲状腺刺激ホルモン)、FT4(甲状腺ホルモン)、
AMH(卵巣機能を見るホルモン)、抗精子抗体(精子の動きを弱める抗体)
- **その他** 血液型(ABO型, Rh型)、CBC、血液生化学検査、ビタミンD、子宮がん検診、

生殖補助医療の保険適用外検査 **(男性用)**

- 感染症検査** 風疹IgG、麻疹IgG、HBs抗原、HCV抗体、HIV、
HTLV-1、TPHA定性、 クラミジアトラコマチスDNA:(尿)
- その他** 血液型(ABO型、Rh型)

通院中の患者様の保険適応について

- 現在通院中の患者様でこれから生殖補助医療を始める場合は制限内で保険適用を受けることができます。しかし、2022年3月31日をまたいで、すでに治療を進行中の体外受精については採卵・胚（初期胚・胚盤胞）凍結まで自費診療になります。その時の胚は原則自費での胚移植となります。
- 助成金の申請も一回のみ可能ですので詳しくは診察時にお尋ねください。

通院中の患者様の保険適応について

自費診療中に採卵された凍結胚が今後、保険で移植できるかを厚生労働省、三重県など関係部署に問い合わせをしていますが、当面、採卵を自費で行い、凍結した胚移植は自費扱いでお願いします。

今回の保険適用制度によりいろいろな意味で厳しい扱いとなりました。保険と自費の混合による診療ができないことをご理解ください

各種登録資料について

今回の保険適用制度の導入により、初めて生殖補助医療の治療を開始される患者様と同様に現在、通院中の患者様にも厚生労働省より取り決められた本人確認の書類が多くあります。書類については厚労省のホームページでも見ることはできますが当院のHPでも順次お知らせを予定しています。

本人確認の書類

今回すぐに必要な書類としまして

4月から「体外受精等の治療を保険でご希望」の場合は、

婚姻関係又は事実婚であることの証明が必要となります。

婚姻関係の証明では戸籍抄本（夫婦関係がわかるもの）もしくは、戸籍謄本、

顔写真付きの証明書、（運転免許証、パスポート、マイナンバーカード）など

事実婚

事実婚の定義は、同一世帯・児を認知予定、配偶者無しと
なっています。

事実婚の証明については、2人のお名前、「2人が事実婚であること」「出産後認知すること」「お互い配偶者はいないこと」などがあげられていますがこの対応についての準備が
現在のところ当院では整っていません。

今後の治療でご注意いただきたい点

診療には制限やルールがある事です。

治療の内容が今までのように患者様に合わせたオーダーメイドで安心して出来ないことです。

保険診療の範囲で行うことに限界がある事をご理解ください

今後の治療でご注意いただきたい点

希望する治療や薬剤が保険適用外のものと
治療の費用は自費の診療になります。

現在支給されている様々な助成金の申請が今回の保険適用に
あたり年度末で終了となります点にご注意ください。

詳しくはお住まいの市区町村へお問い合わせ下さい。

ご不明な点はいつでもスタッフまでご相談ください。

〈ART保険診療回数制限〉

(ART:人工授精・体外受精・顕微授精・胚移植・融解胚移植)

<人工授精>

- 年齢、回数制限はありません。

<体外受精回数制限>

回数は「胚移植」でカウントします。

採卵の回数制限はありません。

<体外受精年齢制限>

初回が40歳未満で開始した場合

最大、通算「胚移植」6回まで

初回が40歳以上43歳未満で開始した場合

最大、通算「胚移植」3回まで

43歳以上は保険適用なし

(制限回数未満の人でも43歳以上は新しい周期には入れません)

厚生労働省よりの指導

体外受精周期の診察は、

先進医療として国が認めた治療以外はいかなる場合も
「保険診療と自費診療の混合診療」を行ってはならない。

大変恐縮ですが、どうぞご理解ご了承ください。

〈ご主人様へのお願い〉

生殖補助医療で行う精子の扱いに関して

原則院内での採精をお願いしています。

ご主人の仕事上の都合、社会的事情（新型コロナ感染拡大予防目的）などで来院が不可能なため、医療機関内での採精ができず治療に使用する精子を自宅から持ち込みする場合は持ち込み依頼の記載事項に署名して提出をお願いします。

内容は「妻が持参した精子は本人（〇〇〇）のもので都合により妻が届けました。」となります。必要時にご相談ください。

お世話をかけますが ご協力よろしくお願い申し上げます。

【婚姻関係を証明する書類です。】

- 戸籍抄本（夫婦関係がわかるもの）もしくは戸籍謄本とともに顔認証できる証明書の提出をお願いします。
- 例えば、運転免許証、又はパスポート、マイナンバーカード、住民基本台帳等
- 外国国籍の方は在留カード
- 診察時には毎月一回（月初め）に保険証のご提示を確認のためお願いします。
- 高額療養費制度を使用される方は保健証と一緒に毎月一回月初めの診察日にご提示をお願いします。
(基礎体温表も診察時には必要です。ご協力よろしくをお願いします。)

高額療養費制度

一か月間の医療費（保険診療分のみ）が上限額を超えた場合、その超えた額を支給する制度です。

利用される皆様へつきましては厚生労働省のHP
[高額療養費制度を利用される皆さまへ | 厚生労働省](#)

- <https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou...>
を参考にしてください。

証明書書類参考例

西山産婦人科

